

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都港区赤坂二丁目 5 番 4 号赤坂室町ビル

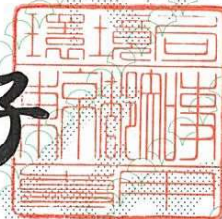
氏名 株式会社東京クリアセンター
代表取締役 熊木 浩

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 14 条第 1 項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 元年 6 月 29 日

許可の有効年月日 令和 8 年 6 月 28 日

1 事業の範囲

(1) 収集・運搬（積替え保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、
紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリート
くず及び陶磁器くず、がれき類
(石綿含有産業廃棄物を含む。) (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(以上 14 種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)
(限定条件は裏面のとおり)

(以上 5 種類)

2 積替え保管施設（施設詳細は裏面参照）

施設所在地：東京都足立区入谷七丁目 12 番 12 号、12 番 22 号

3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として 5 時から 17 時までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 4 年 6 月 29 日 新規許可

令和 元年 6 月 29 日 更新許可 第 5 回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)

産廃エキスパート

都認定番号：6-23-B0004

本証明書写しは情報公開用の物であり、
その他の目的による利用は禁じる。
株式会社東京クリアセンター

東京都

(裏面)

許可番号

第13-10-032186号

2 積替え保管施設

施設所在地：東京都足立区入谷七丁目12番12号、12番22号

積替え保管面積：2,228㎡ 最大保管高さ：3.3m

産業廃棄物の種類	保管量
燃え殻、汚泥（廃トナーに限る。）	かご付台車4台 : 5.12m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず （特定家庭用機器再商品化法対象物、フロン回収破壊法対象物に限る。）	かご付台車 又は直置き : 16.5m ³
廃プラスチック類、金属くず（廃バッテリーに限る。）	パレット2枚 : 1.44m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず （廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	パレット5枚 : 12.9m ³
汚泥、金属くず（廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）に限る。）	パレット2枚 又はドラム缶6個 : 2.30m ³
汚泥、金属くず（小型充電式電池、ボタン電池（いずれも水銀使用製品産業廃棄物を除く。）に限る。）	プラ容器1個 : 0.07m ³
	保管量合計 : 38.33m ³

(以下余白)